

平成 30 年度第 1 回岸和田市環境審議会環境政策専門部会 会議録

《開催日時・場所》

平成 30 年 10 月 19 日（金）14：00～15：30 於：岸和田市環境事務所別館会議室

《出席者》

環境審議会委員：竹中部会長、高原委員、田口委員、原委員

事務局（市環境課）：谷藤課長、重田参事、坂本主幹、村井担当員

傍聴人

0名

《案件概要》

＜審議事項＞

- ・岸和田市環境保全条例の改正について

《内 容》

● 開会

● 委嘱状交付

谷藤課長から新規に委嘱する委員に対し委嘱状を交付。

● 資料の確認

● 部会長挨拶

— ・ — ・ — 議 事 — ・ — ・ —

（部会長）

それでは、議事に入ります。事務局より説明してください。

（事務局）

資料 1、諮問書の写しをご覧ください。環境政策専門部会で取り扱う事項は、1 の「地球環境及び生物多様性に関する規定の創設」と3 の「自然環境の保全と回復に関する規定について、自然環境保全区域等について、他法令との整合を図るとともに、自然環境の保全と回復のための必要な規定の整備」です。

資料 2 をご覧ください。現在の岸和田市環境保全条例は、昭和 51 年に制定された条例の全部改正を行い、平成 15 年 6 月に公布されたものです。以来 15 年が経過しており、自然環境の保全行政を取り巻く状況が大きく変化し、本市においても平成 23 年 5 月に岸和田市地球温暖化対策実行計画（区域施策）、そして平成 26 年 8 月には岸和田市生物多様性地域戦略 2014 を策定したことを受け、条例第 2 章の環境施策の中に、地球環境及び生物多様性への対応の規定を追加したいと考えております。また、その他の事についても必要に応じて追加等を行い、新たな環境保全のあり方を規定したいと考えております。

次に第 4 章の自然環境の保全と回復、第 2 節の自然環境保全区域です。この節は保全区域としての指定と手続き関係について定めたものであり、自然環境の保全等の具体的な推進のため、保全区域を指定することによりその確保を図るものです。1 の第 68 条（保全区域の指定）については、岸和田市域には次に記載の他法令等により既に区域が指定され、行為等が規制されることにより、結果的に自然環

境が保全されている区域があり、更に規制するということで市民等に過度の負担及び不利益になるのではないかと考えます。例えば、自然再生推進法に基づき策定された神於山地区自然再生全体構想で「神於山自然再生区域約 180ha」としたことなどで自然環境が守られているので、その目的は達成されていると考えます。従いまして、整理してはどうかと考えます。

次に2の第 69 条以降、「第 69 条の保全計画」から「第 76 条の完了及び廃止の届出」までが「自然環境保全区域」に関連する条項なので、第 68 条が目的達成という考えの元、整理ができるものと思います。

次に3の 第4節 参画と協働による自然環境の保全等、第 79 条（自然環境保全プランの提案等）は、市民等の自主的な活動の機運を高め、市との積極的な協働を推進するため、自然環境の保全等に関して自主的な活動を行う市民等の団体が提案を行う機会を設け、その計画が一定の要件を満たすものであれば認定を行い、市として次条に定める支援等を積極的に進め、実効的な自然環境の保全等の活動へ発展させることを意図したものです。また本条と類似したものとして、環境課が神於山の自然環境を保全するため所管している神於山保全活用推進協議会は自然再生推進法に基づき、活動しています。岸和田市環境保全条例に基づく自然環境保全プランと、自然再生推進法に基づく全体構想等の趣旨は同じであると考え、今後、仮に市内の別の区域で自然環境の保全等が必要となれば、他法令の区域指定などに基づき、その目的は達成されるのではないかと考えます。

次に4の第 80 条（みどりの市民団体に対する支援等）は、自然環境を保全している市民団体が行う、前条の第 79 条の自然環境保全プランを実施する上での、市の支援等について定めたものであり、これも先ほどの自然公園法や森林法などの他法令により対応することができるのではないかと考えます。

次に5の第 81 条（協定の締結）は、自然環境を保全する上で市が必要と認めた土地をその土地所有者と保全に関する協定を締結することができることを定めたものです。これも現在、自然環境の保全活動を行う企業と土地所有者である岸和田市や大阪府が協定を締結する制度がありまして、市域全域において、大阪府によるアドプト・ロード、アドプト・リバー、アドプト・フォレスト、アドプト・シーサイドの制度、岸和田市によるファミリー・ロードの制度により、環境保全の活動を行う協定が締結されています。これらの制度に基づく協定締結により、環境保全条例に規定している自然環境の保全等の目的は達成されていると考えます。

次の6の第 82 条（自然環境調査員）は、自然環境調査員の委嘱とその職務について定めたものです。その職務は「身近な生物等の自然環境調査」「その他自然環境の保全等のために必要な活動」と規定されていますが、大阪府自然環境保全条例に基づいた「自然環境保全指導員」が本市の丘陵部、山地部において、活動しています。その業務は、巡視による、①法令等の違反行為の早期発見及び報告、②自然環境の保全等に関する指導、③自然公園施設等の整備・管理状況の把握、④自然環境の保全等に関する状況の把握というものです。この市の条例による自然環境調査員は条例制定後の委嘱はなく、その業務は、大阪府制度と同等または大阪府制度がより詳細な業務を行っていると考えます。これも整理できるのではないかと考えます。

次に7の第 83 条（表彰）は、自然環境の保全等に多大な貢献をしたと認められる個人、団体、企業等に対する表彰について定めたものですが、大阪府自然環境保全条例の「顕彰」という規定によりその目的が達成されるものと考えます。またそれぞれの分野で国などの表彰の制度もございます。

最後に8の第 84 条（土地の買取り等）は、第 68 条の規定による保全区域の指定をした区域内の土

地に関し、特に必要がある場合における土地の買取り等の措置を講じることを定めたもので、第 68 条（保全区域の指定）が目的達成により整理されるならば、本条も同様と考えます。また大阪府自然環境保全条例第 25 条で「大阪府は府自然環境保全地域又は府緑地環境保全地域の区域内の土地について、特に必要があると認めるときは、当該土地の買取りその他の措置を講ずるものとする」と規定されており、大阪府条例で対応できるのではないかと考えます。

岸和田市環境保全条例の改正に関して、追加と整理についての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

（部会長）

それでは、一つずつ審議しましょう。第 2 章環境施策について意見はございますか。どのように追加するか、文案は未定ですか。

（事務局）

はい。

（部会長）

漠然としていて、意見し辛いですが、これまではその規定はなかったのですか。

（事務局）

第 1 章、第 2 条の（基本理念）では生物多様性や地球環境の保全について規定していますが、第 2 章の環境施策として、市が取り組んでいくとの規定がなかったため、今回追加したいと考えております。

（部会長）

わかりました。これについてご意見ございますか。

（委員）

元々、生物多様性地域戦略や地球温暖化対策実行計画を策定されているので、整合性を取ることができれば良いと思います。

（部会長）

環境施策として条項を追加するのであれば、問題なく、していただけたらと思います。委員いかがですか。

（委員）

今事務局が言われている地球温暖化や生物多様性に関することは、第 2 章の第 6 条から第 15 条までの間に、施策として入っていないのですか。

（事務局）

はい。

（委員）

第 2 条のそれぞれの条文について、現在の条文では生物多様性、地球環境の保全について、どのように書かれているか説明してください。

（事務局）

基本理念、第 2 条第 1 号で「生物の多様性及び豊かな生態系に配慮し、人と自然との共生を図ること。」との理念が書かれているのですが、これに対応する施策として、第 2 章環境施策には、生物多様性の文言すらない状態です。同じく第 2 条第 2 号では、「地球の環境が地球に深く関わっていることを認識し、地球環境の保全に寄与すること。」とありますが、第 2 章の環境施策では、第 14 条で「国際機関等と協

力して地球環境の保全に資する施策又は環境の保全等に関する広域的な施策を推進するよう努めるものとする」と書かれており、市民等と協働して進めていくといったことを、前面に出して追加したいと考えています。

（部会長）

そこ以外では、出てこない訳ですね。

（事務局）

はい。

（委員）

第 13 条で循環型社会を目指しますと書かれており、また、国としても循環型社会と低炭素、自然共生社会というのは強調しているので、ここに市民と協働して低炭素社会を形成するというような文言を付け加えても良いのではないのでしょうか。生物多様性はもう少しローカライズされている話なので、市民と協働して生物多様性の保全に努める、くらいの書きぶりになるかと思います。

（部会長）

それを具体的に規定するということであれば結構だと思います。

（委員）

条項を起こすということであれば良いのではないのでしょうか。

（委員）

新しい条項はどこに入るのですか。

（事務局）

法規担当と相談しながら決める予定です。

（部会長）

この件に関しては追加するということで良いのでしょうか。

（委員）

第 14 条（国際機関等との協力）に地球環境の保全に資する施策というのはありますが、第 6 条から第 13 条まで地球環境の保全についての記載が無い訳ですよ。その中、突然第 14 条で国際協力として出ている。第 6 条から第 13 条に生物多様性についての記載が生じた場合、第 14 条にも同じように生物多様性が入るということですか。

（事務局）

はい。

（委員）

抜け漏れがないようにしたいということですね。

（部会長）

これについては、よろしいのではないのでしょうか。続いて、第 68 条（保全区域の指定）についてご意見ございますか。

（委員）

色々思うところがあります。何のために何をしようとしているのかが見えない。単なる整理のためなのか、どんな格好で何をしようとしているのか。極端な言い方をすれば後退しているのか、前進しているのかわからない。具体的に言うと、資料 2 の第 68 条の（考え方）のところに「更なる規制は市民等

に過度の負担及び不利益になる」と書かれているが、どう不利益になるのか、説明して欲しい。

（事務局）

自然公園法の指定区域であったり、都市計画法に基づいた風致地区であったり、これらの指定された区域がありながら、今現在、岸和田市環境保全条例に基づいた保全区域というものが、一切なく、これから指定されようとしても、ここらと重複する可能性があるのかなということで、ここが既に指定されているのに、更に指定しようとする時には、規制関係があるので、更なる規制は、市民等に負担ではないか、不利益になるのではないかと、ということです。

（委員）

自然再生推進法の区域と他法令の区域は同じレベルではないと思う。自然再生推進法は一般を規制するものではなく、むしろそこに参加する者に、自主的に自然の再生をしていくためにお互いネットワークで、どこをやっていくかというためにゾーンを指定しているだけで、エリアの中で、何か規制がある訳ではない。それと他法令を同列に扱っているのはどうなのかなとは思いますが。だから自然再生推進法による区域というのは、何の意味がある区域なのかなとよくわかりませんし、ゾーンを設定しているだけで目的が達成されているとはならないし、この辺りがよくわかりません。

（委員）

好意的に解釈すると、法に先んじて条例でつくっていたものをボトムアップで法がカバーしたので、行政コストを下げるために不要という解釈でよろしいでしょうか。

（事務局）

そういったこともあるかと思います

（委員）

自然再生推進法で設定されている神於山は元々市有地ですか。

（委員）

約 40ha が市有地で後は私有地です。

（委員）

私有地の方とは合意が形成されているのですか。

（委員）

ある訳ではないです。

（委員）

そうすると第 84 条（土地の買取り）まで関わってきますね。市としては、予算が厳しい中で、土地の買取りというのは現実的には難しいというのが正直なところだろうなというのが、拝見した時に思ったことですが、整理して、同じように土地の買取りまで担保された法令ではないけれど、自然再生推進法というお墨付きを一応もらっているんで、それに先んじていた保全区域の指定等は面倒だからやめるというように理解したのですが。

（委員）

気になるのは、神於山の自然再生区域のエリアの中で、丘陵地区の方で資材置場や現場事務所が出来ているが、何の規制も出来ない。保安林なり、この保全区域に入っていれば規制されていますよね。その意味で、エリアに指定される重み、位置づけが全く違いますよね。そもそも平成 10 年の環境計画で打ち出された神於山保全プロジェクトでは神於山は自然環境保全条例で適用していくということで動き

出したのだけれど、気付けば自然再生推進法に乗っかっていた。自然環境保全区域であって規制されたことと、その後、自然再生推進法によってゾーン設定されたことと、全く同じなのと言われると、違っていると思う。自然環境保全区域であれば、例えば看板をつける等の規定があります。ところが、自然再生推進法では、どこからどこまでがエリアか、知っている住民はいないと思います。その程度の漠然としたエリアに過ぎない訳です。むしろそれでいくのであれば、自然環境保全区域として指定していただいた方が、良かったと思います。その規定を今回なくしてしまうということですね。

（委員）

第 68 条について、保全区域を第 1 項で規定し、第 2 項では、次の各号に掲げる区域は保全区域に含まれないものとするとして、自然公園法、森林法、大阪府自然環境保全条例と入っていますよね。ということは、市が保全区域を指定しようとするところは、既に国定公園や大阪府の条例により指定されているところは入らないということですよ。それにも関わらず、こういう法令に既に保護されているから整理しますというのは理由にならないですよ。法令を出してくるということ自体が、条例と合っていない説明ですよ。それともう一つは、国定公園とかそういうところで、環境大臣や大阪府知事とかが関連することでしょうけど、市自身の主体的な指定として、例えば、第 68 条第 1 項第 2 号で動植物の生息地として自然環境の保全等を図る必要があると認める区域というのがありますよね。いつどこで極めて貴重な動植物が見つかるかわからない状態で、それを市がきちんと指定して、保全するということは、市としては、重要なことですよ。国や大阪府に任しておけば良いという話ではないと思います。そういう意味では、第 68 条を無くしてしまうと、市の主体性がなくなるのではないかと思います。今あるところは良いが、今後、どういう貴重な動植物が見つかるかもわからないですし、動植物に限らず、自然環境として極めて重要なものがあるということがわかるかもしれない。今、遺伝子の分子生物学的な研究がものすごいスピードで進んでいますから、そういう研究が進むと、今まで普通だったものが極めて貴重な資源として守らないといけないというものが出てきて、市として非常に重要な宝物があるのに、市が自分で保護できなくなるというのも、大問題ではないかという気がします。

（部会長）

私も同じような意見がありまして、結局市の環境政策として、他法令がどうだからではなく、市の環境課として、やらないといけないことは残さないといけないと思います。他法令で担保されているからそれでよしとはならない気がします。条例が作られたときは、必要であったから作られた気がします。更なる規制は市民等に過度の負担及び不利益になる、というのは実際どういうことか、あるのですか。

（事務局）

懸念されるということです。

（部会長）

なると思われる、ということですか。

（事務局）

はい。

（委員）

更なる規制というのは、例えば同じ場所に国定公園の更に厳しい規制をかけたりすると、そこで何か行為をする時に、色々な手続きをしないといけなく、大変な労力がかかるということも時々あるんですけど、自然公園法等は、適用除外となっているので、この更なる規制は、というのは、今後新しい何か

貴重なものが見つかった時に、規制をかけると市民に負担をかけてしまいますというように読めてしまい、自然の保全をする気がないと読まれても仕方がない気がします。

（部会長）

そこが一番大事な仕事のような気がするので、ここは簡単には削除できない気がします。

（委員）

第 68 条の内容をもう少しきめ細やかにして、本当に自然環境の保全を図るために何らかの具体的なことが出来るようにしようということになりますが、今の時代に指定出来なくしてしまうというのは、逆行としか言えないですね。

（委員）

環境保全条例を作って、何故機能しなかったのか、一つも区域指定がなかったのか、きっちり振り返ってみる必要があると思います。自然再生推進法で置き換わるものではないし、何故ほかに色んな動きが出てこなかったのかというところですね。そこは、行政の責任もあるし、市民の責任、アクションがなかったというのものもあるのかも知れませんが、もっと活かせるものであったはずですよ。これまで無かったから、もう無しにしてしまおうというのは、あまりにも短絡的過ぎますし、生物多様性地域戦略も出しているのに、ここで頑張るのが大事なのではないかと思います。また、神於山の地域はどういう場所か、市で決められていない。一部は公園で、ほかは山に過ぎず、その内一部は保安林となっている。どういう場所なのか、きちんと性格付けて欲しいとずっと要望しているのですが、自然再生推進法で民有地を含めて全体構想を出して、ここは歴史ゾーン等とゾーン分けしましたけど、市民から見たら、自然再生したけれど、結局市の土地を保安林事業で整備したかっただけで、保安林事業が終わったら後は、何も手をつけていない状態、それで保全されているのかということです。保全していくのであれば、環境保全条例で全部指定は難しいかも知れないが、指定して、そこをきちんと責任を持って保全していくというのが必要なんだろうと思います。

（事務局）

本日の議論について、整理します。

（委員）

丘陵地区の自然保護エリアが 50ha くらいあるのですが、丘陵地区整備事業が終わったらどこが管轄するか決まっていない。アドプトで企業が入ってフクロウの森再生プロジェクトを実施しているが、そこはどういうところになっていくのか、それこそ保全区域に指定していくのか、初めてこの保全区域の指定を使える場所になるのではないかと。公園にするとっても多分出来ないでしょうから、この条例は益々大事になっていくのではないかと思います。

（部会長）

神於山の話は地域的ですが、それを全体的に色んな場所で使えるように整理してもらえたら、削除するよりは、建設的な気がします。第 68 条については再度検討いただくということで。

（委員）

他法令を取り上げているのは、市が今、域内で活用されているものに過ぎず、ほかにも適用できるものはいくつもあるということだと思うのですが、条例制定時とはパワーが違うが、実際買取りの申出があった時、市がどういう態度で臨むのかが問われていると思います。実際に買取りの申請とかが出てきそうなのかという辺りが、どのように考えているのでしょうか。例えば今の神於山保全区域の近くの私

有地の方が、相続とかキツイから、贈与ではなく市が買い取ってくださいということがあった時に、という態度で臨まれるのでしょうか。

（事務局）

環境課というより、例えば神於山ですと、市の中でも水とみどり課、農林水産課と私どもの3課で神於山に関わっているという現状がありまして、そちらとも話をしながら、進めていかなければいけないというところで、どういう態度で臨むのか、まだ見えていない段階です。

（委員）

そうするとほかの委員もおっしゃっているように、生産緑地法も買取りについての記載はあれども、予算はどこもないという状況ですが、ある種の抑制になっている気がするので、買取りについても含めて全部なくしてしまうとほかで担保できているかどうかはちょっとわからないですね。残しておく分には残しておいた方が良いのではないかと思います。

（部会長）

少なくとも資料2の（考え方）のところで更なる規制というのも説得力がありませんし、その下のところも該当していないというところで、これをそのまま削除とはならないと思います。そして、残すとなると、この後にも関係してくると思います。次の第69条以降はどうなるのでしょうか。

（事務局）

第68条が残るのであれば、以降第76条まで残ることとなります。

（部会長）

第79条（自然環境保全プランの提案等）についてはいかがでしょうか。

（委員）

今回この条文を初めて知って、自然再生推進法に基づかなくても、この条文で事業を実施できたのではと思います。私どもが山で活動することを担保する裏づけにもなったんです。神於山保全くらぶでは、公有財産使用許可を得て暗黙の了解で活動している。ほかの企業はアドプト・フォレスト制度で、大阪府の仲介で岸和田市の土地を借りて活動しているという形になっている。時系列で言えば、みどりの市民団体として認めてもらうということが出来た時期にあったんですよ。誰もこのことを言ってくれなかった。更に今、自然再生推進法の基本方針の3回目の見直しの時期にあり、前回見直しの時、自然再生推進法の大きなエリアでなくても、国、府を含む行政が同じフラットなテーブルに着いて話し合いのできる組織がないので、もっとミニチュアでもいいから、市民団体も入って発案出来る仕組みを柔軟に作るシステムとして、自然再生推進法を運用出来ないかということをおっしゃっていただいたんですけど、まさにこれなんです。岸和田市はこの仕組みを持っていたんです。ほかの団体から申出があれば、支援が出来るということでは、非常に大事な仕組みだと思います。

（部会長）

他法令でカバーされていると記載されていますが、そういう意味では、環境部局の施策として必要なものではないでしょうか。ほかがどうであれ、残しておいた方が良いと思います。

（委員）

先ほどの第68条が削除されなくなれば全部関係してくるのだと思います。

（事務局）

次には第80条のみどりの市民団体に対する支援等がそのまま継続となれば、ほかも残ります。

(部会長)

では、第 80 条について何かご意見ございますか。

(委員)

全部に言えることだが、実績がなかったから削除するというようにしか思えない。実績を作るために市は何をしたのか。環境市民会議や久米田池愛鳥会等、色々な団体があったのに、消滅して来ているんです。そういう団体をここに入れて、育成していくとか、支援していくとかしたら、高齢化とか色々な事情があっても潰れずに済んだと思います。もっと活用されるべきところだったという風に思います。これは行政にとって負担ですか。

(事務局)

負担ではないです。いわゆる環境だけに特化した団体ではなく、市民活動団体的な団体ということで、他課の所管でもあったということも、理由の一つではないかと考えています。社会福祉協議会のボランティアにも類似した団体という扱いではないでしょうか。

(委員)

例えば、緑地保全等審議会にも参画していましたが、水とみどり課ではみどりの市民団体を育成しようとしている。環境でそういう団体を育成しようというのは、ものすごく大事なことでないですか。

(委員)

2000 年くらいから NPO の活動が盛んになっていたが、高齢化等で、中心的人方が倒れられると、継続しないという問題があって、結局 NPO は、善意や自分がやりたいというインセンティブだけでは継続しないので、例えば、チームを市で作って、公園の指定管理を受ける等、端的に言うと、最低限の財政的な支援は必要だろうと思います。長い歴史を踏まえると、ごみの削減という時代から、環境市民団体とは別に地域の自然環境を保全しようという人たちがいらっしゃるということで、ここで書かれていることは、特に消す必要はあるのでしょうか。具体的な支援措置等について、専門家を派遣等、何か実績はありますか。

(事務局)

条例に基づいた支援はこれまでありません。

(委員)

条例が制定される前の段階では私達の団体は、環境保全課の時代に作ってもらったわけです。市に育ててもらいました。それを更に継続して欲しいという思いがある。

(部会長)

第 80 条での他法令とは具体的にはどういう法令ですか。

(事務局)

自然公園法や都市計画法等で、行政の支援等を規定している条項があるということです。

(部会長)

これもやっぱり環境課としてやるべき仕事ではないかと思います。あえて削除するのは納得できない。

(委員)

第 2 章で、地球環境、生物多様性の施策を規定する予定でありながら、これらの条項を削除するというのは矛盾するように思います。岸和田市生物多様性地域戦略というのは和歌山大学の中島先生と大阪市立自然史博物館の佐久間先生と私が委員として関わらせてもらいましたが、やはり生物多様性の問題

というのは、生物だけではなく、岸和田市の文化と結びついたものも非常に重要だということで、例えば、ほかの地域でもどこにでもあるものだけど、岸和田のだんじりと関係のある樹木等でも、もし、ある樹木が減少しているような時に、その地域が無制限に開発されてしまうようなことがないように、市として文化を守る意味でもやらなければいけないのではないかと思います。そうすると第 68 条の削除は具合が悪いということになりますし、戦略に関わられた中島先生、佐久間先生は驚かれるのではないかと思います。市長から環境審議会に諮問されているもので、この自然環境を保全するという条文を削除する考えが出てくる理由がわからない。予算的に対応するのは大変だということは沢山あるでしょうし、岸和田市がしなくても、ほかの法律や条令で出来るというのはわかりますけど、それでも、市として、市独自のものをきちんと出して、細かい決まりも含めて実施していくというのが大事だと思います。

（部会長）

そうですね。何か手続きとか仕事上面倒なことがあるとか、予算がかかるとかそういう話があって、こういう話が出たのでしょうか。

（事務局）

条例のここをこうした方が良いのではという話から、重複規制になっているなというものを整理することになりました。

（部会長）

重複していても環境課ですべきことを書いている気がしますが、それをあえて削除するのは何か違う気がします。

（委員）

机上で合理的にしようと計算して、同じようなことが書いてあるなら、まとめたら良いではないかと考えたものですね。例えば、第 82 条（自然環境調査員）では、岸和田市があえてしなくても府の環境保全指導員は 3 名でしているので、その 3 名に任せてしまったら良いじゃないかということですよ。

（事務局）

役割分担というか、巡視の報告は、逐一我々にもあり、それぞれ対応しています。

（委員）

それでも、市で調査員を例えば中学校区で 1 人くらい委嘱する等すれば、もっと細かい調査が出来ると思います。例えば、自主学習グループはらっぱが実施していたたんぼぼ調査等、調査員制度を利用してもっと具体的なことが出来るはずですよ。私は総合計画審議会にも関わっていますが、岸和田市の自然環境の方では、どういうテーマになっているかというと、「豊かな自然を未来につなぐ」という大見出しで、その中で、目標が達成された姿として、「海から山をつなぐ、水と緑のネットワークが機能している」とあり、それは私が関わって出したものである。その中の目指す成果として、「自然環境が保全されている」という客観的な指標が、市民アンケート以外には、きしわだ自然資料館の入館者数しかない。自然資料館の入館者が増えれば、岸和田市の自然環境が保全されていると見なすという状態です。環境課で何か指標生物が欲しいとか、思っても良いじゃないですか。無償でも構わないから調査員を集めて、岸和田市を特徴付ける生きものって何だろうと考えて、提案していくこと等でも調査員は出来るのではないのでしょうか。利用出来るところなのに、府の制度で済ましてしまおうというのは、違うのではないのでしょうか。

（部会長）

今おっしゃったように、いくつか重複しており、一つにまとめることが出来る条例があれば、それで良いと思いますが、条例はそれぞれ個別に独立して作っているの、他方に規定があるからと削除した時に、他方が削除した場合どうするのか、となってしまうので、環境課として、必要なものは必要なものとして置いておくことは、大事だと思います。そういう観点で検討して、これは環境課でなくて良いのではないかと、いうものがあるのであれば、それを言っていただいた方が、議論しやすくなると思いますが、どうでしょうか。

(事務局)

第 82 条(自然環境調査員)については、田口委員から意見をいただいたので、それを反映しないといけないと思いますが、第 81 条(協定の締結)については、整理という考えです。

(委員)

アドプトは市有地であり、個人の土地での事例がない。アドプト制度は金銭が発生しませんから、個人の土地も斡旋して必要なところであれば、適用出来ると思います。何故そういう事例が出てこないのか。市は経費削減のために民間にやらせているという捉え方をされると思います。

(部会長)

この条文が残ることの問題点はこういったことが考えられるのですか。

(事務局)

特にはないです。

(委員)

第 68 条との関連でしたら、第 81 条も残すことになると思います。繰り返しになりますが、民有地で貴重な動植物があった時に、所有者の方にご理解いただいて、動植物を保護するために、買取りまでいかなくても、これを一緒に保護して欲しいという協定を結んで、ここに書いている第 72 条第 1 項に挙げる行為を抑制する、所有者の人にご協力いただくという点では絶対必要な条文です。これがなくては私有地にあったものは守れないということになりますから、これを削除するのはあり得ないと思います。

(委員)

現状でのアドプト制度には、財政的な支援はあるのですか。

(事務局)

ないです。企業の負担で実施しています。

(委員)

企業はCSRで活動されているのですか。

(事務局)

はい。

(委員)

第 83 条(表彰)についてもそうですが、企業をねぎらってあげても良いと思います。表彰までしないまでも、少なくとも企業が来ている時くらい顔を出して、ご苦労さんくらいは言うべきだと思います。

(委員)

活動地にプレートのようなものはあるんですか。

(委員)

そのプレートも企業で自分たちの予算で付けなさいとなっている。当初は府が付けてくれていたが、その予算すらケチって自分たちで手配しなさいとなっています。

(部会長)

これも、大阪府で制度、規定があるので、整理したいということですね。

(事務局)

はい。

(部会長)

やはり市としても必要なものじゃないかと思います。

(委員)

アドプトがあるから、それで十分ではないかということですね。

(事務局)

行政のレベル、ではないですが、環境省と市のどちらから顕彰される方がありがたいと思うのかなと考えてしまった結果です。

(部会長)

それはあると思いますが、やはり市の環境課として、置いておいた方が良いと思います。

(委員)

自然再生推進法は先進的な取組をしている自治体を見ながら、国が作っていると思うので、別に既存の先行条例があること自体は歓迎している立場ではないかなと思います。気になるのは、私有地での協定の実績はないということで、これはどこの自治体でも多いとは思いますが、それについて、最後に土地の買取り等について、これを残しておいた方が良いのではと思います。単なる条文かもしれないですが、買取りを削除すると私有地に規制をかけられない。もしそのような事象があった時には、買取りを行ったことが市としては売りになることもあり得るのではないかと思います。実際に買取りということになれば、市民合意や議会を通す、予算措置等必要になってくると思うので、その情勢次第だと思いますが、今これを削除してしまうと、個人所有の土地に対するアクションが、更に取りにくくなると思います。自分の土地であれば何をしても良いという考えを追認してしまうような気がします。実際に個人所有されている土地所有者の方というのは、竹林がはびこったりするよりは、NPO等の団体を歓迎する所有者の方も多いと思いますが、その辺りはどうでしょう。

(委員)

岸和田では、そういう事例はないです。全部市有地でやっている。だからすごく矛盾があります。市有地の中に民有地がちょっとあって、そこから放置竹林になっているので、いくら周りを管理しても出竹が出てきます。手を入れたいけど、入れさせてもらえない。地主さんに当たった訳ではないけれど、市から問題が起きるから手を入れないでくれというところがいっぱいある。地主さんと上手く交渉していけば、もしかすると手を入れてもらいたい、というところもあると思います。そこに踏み込めていないというのが、現状です。

(委員)

今所有者不明土地問題というのが有名になっていると思いますが、多分国の政策で今後、公権で大部分がクリアしていける、という方向になると思うので、残しておいた方が良いでしょう。国の方で問題意識が高まっていて、改善も始まっているので、今後のことを考えるとこれを残しておいて良か

ったとなる気がします。

（委員）

ここが一番行政としては引っかかるところでしょう。財政難で、買取りの話になってきたら、ほかのものは残したとしても、これだけは削除したいと思うところではないでしょうか。

（部会長）

第 68 条を整理することになれば、と関連していますから、難しいところです。ほかにご意見ございますか。

（委員）

お聞きしたいと思っていたことですが、みどりの基本計画では神於山は都市公園で、都市林を目指すと書いてありました。ここでの他法令に、都市公園法というのは出てきていないですね。その辺りは、どうなっていますか。

（事務局）

その分野では、水とみどり課と連携できていない現状です。

（委員）

自然再生法の適用を受けている、神於山保全活用推進協議会の中に環境省、農林水産省、林野庁は入っているが、国土交通省が入っていないため、都市公園にし難いというのがあるのではないのでしょうか。

（委員）

第 84 条（土地の買取り等）については、みなさんおっしゃっているように、残すべきかと思います。ここに書いてあるように、買取りその他の措置を講じることが出来るとありますから、例えば、その土地を買取することをしないまでも、地上権だけ設定する等の措置が出来ますよね。林業関係で言うと、保護林のような形で、土地は所有者のものだけど、地上の森林やそこに生えているものに関する地上権を市の方が管理するようなことをするというのも、法律的なことを相談の上、出来るのではないのでしょうか。森林ではそういうものがありますので、そういう意味ではこの買取りその他の措置と書いてあるので買取らないといけないという話でもなく、保全するために地上権を市が持って、適切な管理をすることはあり得ると思います。

（部会長）

ほかに関心ありますか。

（委員）

何故これが出てきて、何を指して整理しようとしているのかという辺りです。生物多様性の保全に努めていくために、こうしたら上手くいくということであれば、協力しますので、その辺りのまとめる目的、目標を示していただきたいと思います。

（部会長）

よろしいですか。それでは、第 2 章のところに追加するということはお認めいただいたということですね。第 4 章の件に関しては、意見が色々あったので、もう一度整理していただいて、これはどうしても削除したいというものがありましたら、それをまとめていただきたいと思います。今日の皆さんの意見を参考にまとめていただいて、次回議論したいと思います。